

支援制度一覧

* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

制度名称	分野	対象地域	対象	対象					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
				自治会町内会関係	NPO法人	市民活動団体	個人	その他			助成金・補助金	人材派遣	物品貸与・提供	場所貸与・提供	相談・情報提供・その他					
23 鶴見区地域活動ICT活用補助金	まちづくり	区域	各自治会町内会 または 地区連合町内会	○	×	×	×	×	ICTを活用した自治会町内会の課題解決や地域活動の促進を支援するため、パソコンの購入やホームページの開設など、ICTの導入・活用に関する経費を補助します。(補助率9割、上限10万円)	令和8年夏頃	○	×	×	×	×	—		鶴見区役所地域振興課地域振興係	510-1687	tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp
24 鶴見区自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣事業	まちづくり	区域	各自治会町内会 または 地区連合町内会	○	×	×	×	×	自治会町内会の運営における課題解決や活動支援のため、なり手不足やデジタル化といったお悩みをヒアリングさせていただき、課題に応じたアドバイザーの派遣を行います。	令和8年夏頃	×	○	×	×	×	—		鶴見区役所地域振興課地域振興係	510-1687	tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp
66 鶴見区ふれあい助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月18日 自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要援護者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動・当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和8年4月	○	×	×	×	×	○	https://www.vturumi-shakvo.jp/	鶴見区社会福祉協議会	504-5619	info@vturumi-shakvo.jp
67 つるみ善意銀行助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉又は障害福祉のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	備品整備・修繕にかかわる経費、会員特典(鶴見区ふれあい助成金配分団体で本会正会員のみ) ※それぞれ条件あり。詳細はお問い合わせください。	令和8年4月～翌年1月下旬	○	×	×	×	×	—	http://www.vturumi-shakvo.jp/	鶴見区社会福祉協議会	504-5619	info@vturumi-shakvo.jp
85 鶴見区青少年の居場所づくり活動補助金	子ども・青少年	区域	青少年の居場所づくり活動を行う団体で、次に掲げる要件をすべて満たすもの ①構成員が5人以上いること。 ②構成員の半数以上が鶴見区内在住・在学・在勤であること。	○	○	○	×	○	青少年が人との交流や多様な体験を通じ、健やかに成長するための「居場所」づくりに取り組む団体・グループの活動に補助金を交付します。審査の上、交付の可否及び金額を決定します。(上限13万円)	例年2月	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kosodate_kyoi/ikusei/ibasho.html	鶴見区役所地域振興課区民活動支援係	501-1691	tr-shogaigakushu@city.yokohama.lg.jp